

教 育 委 員 会 会 議 録

1. 会 議 令和6年度 第9回更別村教育委員会議
2. 日 時 令和6年12月6日(金)
開会 午前9時30分 閉会 午前10時25分
3. 場 所 更別村農村環境改善センター 視聴覚室
4. 議 件 別紙のとおり
5. 出席者

委 員 会 構 成			説 明 者		
役 職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
教育長	宝輪祐子	<input type="checkbox"/> 出席・欠席	教育次長	伊東秀行	<input type="checkbox"/> 出席・欠席
教育長代理	佐藤正範	<input type="checkbox"/> 出席・欠席	所 長	小林浩二	<input type="checkbox"/> 出席・欠席
教育委員	本間靖人	<input type="checkbox"/> 出席・欠席	指導参事	伊藤啓展	<input type="checkbox"/> 出席・欠席
教育委員	寺井麻利子	<input type="checkbox"/> 出席・欠席	主幹 兼 社会教育係長	道券龍二	<input type="checkbox"/> 出席・欠席
教育委員	神成奈美恵	<input type="checkbox"/> 出席・欠席	学校教育係長	河原崇行	<input type="checkbox"/> 出席・欠席

会 議 録

伊東次長 大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。只今から令和6年度第9回目教育委員会議を開催致します。それでは教育長よろしくお願ひ致します。

教育長 今回いつもとは違う時期に集まっていたいただき、大変お忙しい中申し訳ありません。今回の会議で審議していただきたい案件がありましたので、本日集まっていたところですので。それではこれより、令和6年度第9回更別村教育委員会議を開催致します。

日程第1、会期の決定についてですが、会期につきましては、本日1日限りとすることよろしいでしょうか？

(「はい」の声あり。)

教育長 では、会期につきましては本日12月6日の1日間と致します。よろしくお願ひ致します。

日程第2、諸般の報告について、1. 教育委員会各種行事・動向についての説明をお願ひ致します。

伊東次長 (1. 教育委員会各種行事・動向について説明をする。)

教育長 只今、教育委員会各種行事・動向についての説明がございました。本件についてご質問等があれば、よろしくお願ひ致します。

佐藤代理 12月5日に開催されています行政区長会議にて教育委員会関係に関する質問等は何かありましたか？

伊東次長 今回はありませんでした。

佐藤代理 はい、わかりました。あともう一点、給食の関係で先日、農業新聞の方で本州の給食で美瑛・富良野から出された人参に石英がめり込んでいて、そのまま給食に出されたという記事があったので、もし更別でもそちらの人参を使うことがあれば気をつけてほしいなと思います。

小林所長 はい。わかりました、ありがとうございます。

教育長 その他なにかございませんか？

(「ありません」の声あり。)

教育長 なければ、次に移りたいと思います。

それでは次に日程第3、議案第1号 更別村立学校職員の在宅勤務実施要領の制定の件について説明をお願いします。

伊東次長 5ページをお開きください。議案第1号 更別村立学校職員の在宅勤務実施要領制定の件についてでございます。理由としましては、道立学校職員の在宅勤務実施要領が策定され、令和6年7月4日より施行されてことに伴い、更別村立学校職員の在宅勤務の実施手続等の取扱いを定めるため、この要領を制定するものです。要旨としましては、1つ目として在宅勤務の実施に当たっては職員の希望申請を前提として職務命令により実施することを原則とするものです。2つ目に在宅勤務を行うことができる場所は、職員の自宅若しくは配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅とするものです。3つ目に在宅勤務の実施期間は長期休業期間、夏季休業期間と冬季休業期間とし、連続して在宅勤務できる日数は原則5日までとするものです。4つ目に職場のPC端末を活用したテレワーク勤務を行う職員は、更別村立小中学校情報セキュリティガイドライン等を遵守しなければならないこととしております。最後に5つ目としてその他、在宅勤務の実施に関して必要な事項は教育長が別に定めるものとするものです。

6ページ以降にこの条文を掲載しておりますが、第1条には趣旨として先ほど説明をしました、職員の希望申請を前提として職務命令により実施することを原則とする内容が記載されております。第2条には定義としまして、在宅勤務を行える場所についての内容が記載されております。第3条には実施期間について記載されており、長期休業期間の夏季休業及び冬季休業期間中にできることを定めております。第4条には実施日数としまして5日までとする内容について掲載しており、第5条には実施申請に関する内容、第6条には在宅勤務の命令に関する事項及び第7条には在宅勤務減入れにこの変更及び取消に関する項目について、第8条には職員の希望によらない例外的な取扱いについて、第9条には在宅勤務に係る勤務時間について、第10条は在宅勤務中における年次休暇について、第11条には在宅勤務中の職務専念義務が課されている内容、第12条には業務実施報告及び業務の確認について、第13条には在宅勤務等手当の支給について、第14条には通勤手当の改定について、第15条には在宅勤務に係る経費について、第16条には個人情報の取扱いについて、第17条に文書の持ち帰りについて、第18条にはテレワーク勤務に関する内容、第19条に情報セキュリティの確保について、第20条に出勤簿の整理について、最後に第21条にその他として必要な事項について教育長が別に定める内容を掲載しております。

その他、関係資料としまして別冊に更別村情報セキュリティガイドラインと、在宅勤務実施に係る手順をまとめた資料を配付しておりますので、その内容について伊藤指導参事より追加説明させていただきます。

伊藤参事 この在宅勤務についてですが、大きく分けて2種類ございまして、教材等を自宅に持ち帰り仕事をするものと、校務用パソコン（※1）や指導者用パソコン（※2）等を自宅に持ち帰り仕事をするものの2種類に分かれます。校務用パソコンや指導者用パソコンを持ち帰り在宅勤務を行うことをテレワーク勤務と言います。そのテレワークの場合は更別村立学校情報セキュリティガイドラインに沿って実施することになります。申請の方法につきましては、情報セキュリティガイドラインの最後のページに在宅勤務に係る手続きの流れの資料をご覧ください。

（※1）校務用パソコン ～主に指導計画や成績管理などを行うもの

（※2）指導者用パソコン～児童生徒が使用するパソコン（タブレット）と同様、授業で使用する学習ソフト等が使用できるもの

その資料では職員と校長で分けて記載しておりますが、職員が在宅勤務を希望した場合、①在宅勤務簿兼命令簿を作成し、連続する2以上の月にわたる計画的な在宅勤務を希望する場合は、①の他に②在宅勤務計画書兼在宅勤務等手当支給調書を作成し、校長へ申請することになります。校長は校務の運営に支障があるか判断し、支障がある場合は在宅勤務を認めないこととなりますが、校務に支障がない場合は在宅勤務を命ずることになります。職員がテレワーク勤務を希望する場合は情報セキュリティテストを受験し合格しなければ、校務用パソコンやタブレットを持ち帰ることができないこととなります。また校務用パソコンを持ち帰る場合は、①、2の月にわたる勤務を希望した場合は②の他に、③端末持出許可申請書、こちらは北海道教育庁で定められた様式と、④更別村立学校セキュリティガイドラインで定めた端末等持出許可申請書を作成し申請しなければ校務用パソコンは持ち帰らせないことにしております。それだけ校務用パソコンを持ち帰り、使用することはハードルが高いものと認識してもらう必要があります。

指導者用パソコンのみを持ち帰りテレワーク勤務をする場合は①必要に応じ②の他、③を作成し校長へ申請することになり、校務用パソコンと指導者用パソコン両方を持ち帰る場合は、校務用パソコンを持ち帰る場合と同様の書類の提出が必要となります。ちなみに更別村は校務用パソコンのセキュリティがしっかりしていて、校務用パソコンを持ち帰る場合は、教育委員会が所有する専用W I - F I ルーターを使用し、そのパソコンを開くために必要なマイナンバーカードを読み込むカードリーダー、このふたつがなければ開けない仕組みになっています。すごくセキュリティが高い環境なので校務用パソコンを持ち帰り学校同様にサーバーに保管してあるデータを使用して仕事ができるようになっています。

実は道立の学校は校務用パソコンを持ち帰り仕事はできるのですが、インターネットに接続し仕事をするのができないため、パソコン上に必要なデータをコピーして仕事をするようになっていました。なお、専用のW I - F I ルーターは数に限りがありますので、教職員数で振り分けることとなります。今後はW I - F I ルーター等の数を増やすことは現在のところ考えていないことも校長に承認されております。

職員の方ですが、それをもとに在宅勤務を実施することになるのですが、いくつか在宅勤務中に守らなければならないことを記載しております。ひとつめは職場勤務と同等の環境を確保するというので、これは道立学校と同様です。職場環境と同等の環境ってどういうものかと言いますと、厚生労働省からテレワーク勤務の環境ということで図面で示された参考例がありますのでそれに従うことになります。また周りに人がいないことが前提となりますので、子どもの世話をしたり介護をしたりとかはできないこととなります。あとは勤務の開始時と終了時に学校へフォームで連絡することとなります。これは電話でもいいということになっているのですが、受ける方、校長教頭となりますが煩雑になるため基本的には他町村もフォームでの報告で行うことになっています。フォームで行うと開始時間と終了時間が記録として残りますのでその方法で実施することとなります。また勤務時間は職場勤務と同様であること、自宅の水道光熱水費や電話等の通信費用は自己負担となることとなります。例えば在宅勤務中に学校に保護者の方から電話があった場合、学校から担当教員へ連絡をします。必要に応じ自分の電話から保護者へ連絡することとなりますので、その費用も自己負担となりますということです。

あと勤務時間中に移動する場合、例えば学校に何か取りに行くとかそれは勤務時間ですので年次休暇を取らなければならないこととなります。もちろん休憩時間に移動する場合は年休は必要ないこととなります。その他、校務用パソコンと指導者用パソコンいずれの端末においても在宅勤務時の印刷はできないこと、要領や情報セキュリティガイドライン等を参照することとしており、最低限守らなければならないことを記載しています。

最後に在宅勤務終了後は⑤在宅勤務実施報告書を校長に提出し、校長が受理するという流れになっています。説明は以上となります。

教育長 只今、議案第1号 更別村立学校職員の在宅勤務実施要領制定の件について説明がありましたが、最後に説明がありました在宅勤務に係る手続きの流れについてとても分かりやすく整理されております。これも先生方の働き方改革というこ

とで、長期休業中、子供たちがいない間、学校に来て仕事をしてもいいし、在宅で仕事をしてもいいということで出てきたものとなります。過去の学校の状況を知っている者としては、以前研修権というものがあった、学校でももちろん研修もできるし、学校から離れて研修することもできる権利があるのですが、結構長期休業中は学校から離れての研修をされている方もいて、自宅研修というものもあったんですよ。ただその時に自宅研修しているはずなのに、外出しているとか過去にあって処分されたこともあった時代もありました。今回在宅勤務というものができて、本当にできるのかという意見も教育長間で話題として出ていました。これは性善説を前提に進めていくことになるのですが、もしも勤務に集中しなければならないのに、できていないという場合については処分の対象となるということを生方にお伝えしなければならないということです。高校は7月から始めているんですね。義務教育も早めにこの冬休みからできるように体制を整えなければならないという状況になりましたので、今回教育委員さんに集まっていた審議をいただき、最終的に決定していくということで提案させていただいております。この件につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか？

佐藤代理 今まではパソコンの持ち帰りはできなかったんですか？

伊東次長 はい、認めておりませんでした。

佐藤代理 一番心配なのは、過去に他町村でもあるように、USBを持ち帰って紛失したり、結局自宅に持ち帰ってデータ流出したりしないか一番心配なところ。

伊東次長 基本的に情報セキュリティにも記載しておりますが、USBなどの外部記録媒体といわれるものに関してはつなぐことができないものになっております。そのため、USBなどを職場のパソコンに差して、データを抜き出し自宅で作業することができないため、USBを紛失するという事はないかと思いますが、パソコン自体を紛失するというパターンはあり得るかなと思います。その場合でも、校務用パソコンは、パスワードの他にマイナンバーカードがなければデータを開くことができないものになっておりますので、情報の漏洩の点に関してはセキュリティの高いものになっておりますが、絶対に情報が漏れないという確信はありませんので、持ち出しに関して責任をしっかりとってもらうため、セキュリティテストに合格しなければ端末の持ち出しができないことを、先生方に理解していただくことで今回、進めていきたいと考えております。

教育長 その他何かございませんでしょうか？

本間委員 先生方がテレワーク勤務しています。その時間ちゃんと仕事をしているということを確認するのか、それともこのような業務をしましたということで確認する

のか、5日間でこの業務を行う予定だったけど3日で終わりましたとなると、残りの2日間は仕事はないけど在宅勤務ということで仕事をしなくても大丈夫という判断はどのように考えるんでしょう？

伊東次長 基本的に在宅勤務実績報告書を提出していただくことになっています。その中身を校長が確認して実施の有無は判断することになります。また、先ほど教育長が話がありましたが性善説に基づく制度ですので……。

委員のお話にありました5日間を予定していたが3日で終わった場合は残り2日間は年次休暇をとるか、変更して学校で勤務をすることになります。

本間委員 それは自己申告ということ？

伊東次長 申請ということになります。

本間委員 もし、在宅勤務中に買物に行つて保護者から学校に連絡が来たときの罰則内容は決まっているの？

教育長 職務専念義務違反となるので、処分の対象となります。

本間委員 在宅勤務中に外出するとだめだということをわかってやっちゃう先生もいるかも。

教育長 そこを先生方にしっかり指導していただいた上で在宅勤務をしていただいて、疑わしき行動をした場合、処分されることを自覚して実施しないといけないと思います。

本間委員 わかりました。

伊東次長 教育委員さんにつきましても、そのような行動をしていないか目を光らせていただければと思います。

佐藤代理 この制度は更別だけで行うものではなくて、十勝全体や全道で進めているという認識でいいんですよね？

教育長 そうですね。十勝管内で行くと7月から鹿追町で導入済です。道立高校はもちろん夏季休業中から導入しています。他の町村については導入時期は未定のところもあるのですが、冬季休業に間に合わせなければならないのではということで、大半の町村で導入することになると思います。

佐藤代理 はい。

寺井委員 先生方の考え方はどうなんですか？

教育長 先生方にとっては自由に選べるのですごくいいと思います。

寺井委員 セキュリティが高いことに関しても理解しているのかな？

教育長 これは仕方がないと思います。何を持ち帰って在宅勤務するのかというのは、先生方が決めていくことになります。在宅勤務は最終的には校長先生が命令する

ことになるのですが、本当にきちんとやってくれるだろうという前提の元で行うこととなります。

伊東次長 教職員組合からは、在宅勤務に関しては早期に実施してほしいという要望がありました。

佐藤代理 もう一点よろしいですか。情報セキュリティテストは合格するまで何度も受験することができるの？

伊東次長 そうですね。

佐藤代理 はい。

教育長 その他何かございませんでしょうか？

(「ありません」の声あり。)

教育長 よろしいでしょうか？それでは議案第1号 更別村立学校職員の在宅勤務実施要領の制定の件につきましては、提案のとおり決定することよろしいでしょうか？

(「はい」の声あり。)

教育長 ありがとうございます。それでは議案第1号 更別村立学校職員の在宅勤務実施要領の制定の件については、提案のとおり決定することと致します。

教育長 それでは次に日程第4 その他に移ります。それぞれの項目について事務局より説明をお願いします。

伊東次長 それでは一つ目、令和6年度二村教育委員研修会について、18ページをお開きください。これは先月の教育委員会議でもお話しをしておりますが、今年度は更別村が当番ということで開催することとしております。開催日は1月17日金曜日午後2時、会場は改善センターで行いたいと思います。内容につきましては講演として更別農業高等学校の教育実践についてといことで、漆原教頭先生にご講演いただくこととしております。その後、情報交流を行い、終了後それぞれの教育委員会議に移りたいと思います。教育委員会終了後、懇談会を開催します。

次に二つ目、19ページをお開きください。令和6年度十勝管内市町村教育委員会委員研修会の開催について案内がありました。こちらは1月28日火曜日午後3時から、この研修につきましてはオンラインで実施されますので、改善センターで行いたいと思います。内容につきましては北海道教育大学付属函館中学校の黒田副校長による講演と、十勝教育局の多田次長と教育支援課の鈴木課長による講話となっておりますので参加の方よろしくお願ひ致します。なお終了後延期となっておりました三者合同教育懇談会も実施されることとなっておりますのでよろしくお願ひ致します。三者合同教育懇談会につきましては校長会が主催となっ

ております。

次に三つ目、20 ページをお開きください。令和6年度南十勝教育長、教育委員研修会の案内がありました。こちらは1月31日金曜日午後4時から、会場は大樹町生涯学習センターで行われます。内容につきましては青少年を取り巻く有害環境等についてと題して広尾警察署員より講話があり、その他教育懇談会となっております。近くなりましたら送迎時間等をお示ししたいと思っております。

説明をしました三点についての出席確認をこの場でさせて頂きたく、よろしくお願い致します。以上です。

教育長 只今説明のありました三点につきまして説明がりましたが、この件に関して何かご質問等はありませんか？

(「ありません」の声あり。)

教育長 なければ出欠の確認についてですが、委員の皆さん出席することによろしいでしょうか？

(「はい」の声あり。)

伊東次長 それでは全員出席ということで報告させていただきます。三者合同教育懇談会の出欠については、各委員さんに案内がされていましてQRコードで報告することになっていますが、それぞれで行いますか？

神成委員 委員さん分についてはまとめて先ほど報告しましたよ。

伊東次長 ありがとうございます。

教育長 研修会等続きますがよろしくお願い致します。

よろしければ次に移りたいと思います。当面の予定について説明をお願いします。

伊東次長 今後の予定ですが、今月20日金曜日に教育委員会議を開催したいと思います。もう少ししましたら総務課より同日に開催される総合教育会議の案内があるかと思しますので各委員さんに案内させていただきます。総合教育会議につきましては開催時間は午後3時から行いますのでよろしくお願い致します。場所は役場3階大会議室となります。

年が明けまして1月12日日曜日に二十歳を祝う会を開催します。そして先ほど説明をしました1月17日金曜日に二村教育委員研修会、1月24日金曜日村づくり懇談会が行われることとなっております。こちらについても出欠確認の依頼がありましたのでお知らせください。1月28日十勝管内市町村教育委員会委員研修会と三者合同教育懇談会、1月31日金曜日に南十勝教育長、教育委員研修会、2月16日日曜日に更別村の教育を考える村民集会となっておりますので

日程確保をよろしくお願ひ致します。当面の予定につきましては以上となります。

教育長 只今、当面の予定について事務局より説明がありました。1月24日の村づくり懇談会について、時間帯とかどのようになっているの？

小林所長 例年午後3時から開催されると思います。

伊東次長 今回は農協が当番となっておりますので、会場も農協の会議室で行われます。

教育長 また12月20日は先に総合教育会議を開催し、その後第10回の教育委員会議を開催することになりますのでよろしくお願ひ致します。

皆さんから何かございませんか？

(「ありません」の声あり。)

教育長 それでは、次に次回会議日程について説明をお願いします。

伊東次長 次回ですが12月20日金曜日午後4時から、会場は役場3階の会議室で開催させていただければと思いますのでよろしくお願ひ致します。

主な案件としましては、諸般の報告、令和6年第4回更別村議会定例会での質疑等について、令和6年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、その他案件があれば追加させていただきますのでよろしくお願ひ致します。次回の会議日程については以上となります。

教育長 次回の会議日程につきまして皆様から何かございませんでしょうか？

(「ありません」の声あり。)

教育長 その他で何かありませんか？

(「ありません」の声あり。)

教育長 それでは一点お伝えしたいことがありまして、12月11日から開催される議会定例会での教育委員会関連の一般質問は今回ないとの報告を受けております。

それではこれもちまして、令和6年度第9回更別村教育委員会議を終了致します。お疲れ様でした。